

第2回「早明浦ダム濁水対策新技術検討委員会」の開催

1. 委員会の開催について

早明浦ダムの濁水対策技術について、新技術公募（公募期間：平成21年9月15日～11月30日）を行い、第1回委員会（平成22年3月26日開催）で15技術が一次選定されました。この度、今後の選定に向けた委員会を下記のとおり開催します。

今回の新技術公募では、これまで着目されていない土木分野以外の異分野技術や分野をまたがる効果的な技術の組み合わせ等、新たな視点・分野技術について適切に審査し、評価を行うため、「早明浦ダム濁水対策新技術検討委員会」を設置し、開催しています。

第2回委員会では、一次選定された15件の応募技術について、より詳細な審議を行い、各技術を適切に評価していきます。

2. 開催日時・場所

開催日時：平成22年10月14日（木）14時～16時30分（予定）

開催場所：高知県高知市本町5-3-20

高知共済会館 3階「桜」（大ホール） TEL(088)823-3211

3. 内容

- ・ 第一回委員会での指摘事項について
- ・ 一次選定技術の審議・評価

4. 今後の審議について

今年度は、2回の委員会を通しての技術の評価・選定を予定しています。

5. 技術審査の公開について

本委員会における技術審査の詳細については、公平な審議及び応募者の意向等を踏まえ、一般には非公開とさせていただきますが、委員会での審議結果については公表させていただきます。

平成22年10月8日

問い合わせ先

事務局：国土交通省吉野川ダム統合管理事務所

調査・品質確保課 課長 みなみ 南 あきひろ 昭裕

計画係長 そうた 造田 やすもり 康盛

TEL(0883)72-3000 FAX(0883)76-0301

「早明浦ダム濁水対策新技術検討委員会」規約

(名称)

第1条 この委員会は、「早明浦ダム濁水対策新技術検討委員会」、(以下「委員会」という)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、早明浦ダム濁水対策新技術の審査・選定に係る技術的指導・助言を行うとともに、新技術の実証実験に係る技術的指導・助言を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、必要な事業を行う。

(委員会)

第4条 委員会は、別紙により構成する。

2. 委員会は、委員会の承認により委員以外の者に参加を求めることができる。

(委員長)

第5条 委員会には、委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2. 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
3. 委員長は、必要に応じて委員会を召集し開催する。
4. 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
5. 委員長に事故ある時は、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局を国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所に置く。

(その他)

第7条 この規定に定めるものの他、委員会に関し必要な事項は、その都度委員会で定める。

(付則)

本規約は平成22年3月26日より施行する。

「早明浦ダム濁水対策新技術検討委員会」委員構成

委員：大年 邦雄(高知大学 農学部 教授) 専門分野、河川工学

委員：角 哲也(京都大学 防災研究所 教授) 専門分野、流砂系の総合土砂管理

委員：箱石 憲昭(独立行政法人 土木研究所 上席研究員) 専門分野、ダムの濁水対策、
濁質流動制御

委員：廣津 孝弘(独立行政法人 産業技術総合研究所 健康工学研究部門 副部門長
徳島大学大学院教授) 専門分野、分離化学

委員：藤原 拓(高知大学 農学部 教授) 専門分野、環境水質学、下水道工学

委員：山中 稔(香川大学 工学部 准教授) 専門分野、リサイクル工学

(敬称略、五十音順)

事務局：国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所

オブザーバー：独立行政法人 水資源機構 吉野川局 池田総合管理所

※なお、委員会規約(案)第4条2項により、委員会は、委員の承認により委員以外の者に参加を求め、意見を聞くことができる。